

平成27年度けやき会役員会

日時：平成28年2月29日(月) 16:00～
場 所：秋田市東京事務所

次 第

1. 開会の挨拶 会長 奥山 恍
2. 協議事項
 - (1) 平成28年度けやき会役員の選任について 【資料1】
 - (2) 平成28年度けやき会活動計画について 【資料2】
 - (3) 平成28年度第1回けやき会運営委員会の日程について
3. その他
4. 閉 会
…メモ…

平成27年度けやき会役員会出席者名簿

役職名	団体名	氏名	備考
会長	秋田工業高校	奥山 恍	
副会長	秋田高校	武内 暁	
副会長	秋田中央高校	平賀 君子	
副会長	金足農業高校	工藤 祐政	
事務局長	新屋郷士会	工藤 宣雄	
会計	秋田北高校	古川 詳子	
会計	明桜高校	鎌田 征規	
監査	秋田商業高校	越前谷 千秋	欠席
監査	秋田南高校	鈴木 諭	欠席
	新屋郷士会	千葉 尚	
	秋田北高校	内田 淳美	

(参加者9名、欠席者2名、敬称略)

平成28年度けやき会役員等名簿(案)

役職名	氏名 所属団体	〒	住所	TEL・FAX メールアドレス
会長 (運営委員)				
副会長 (運営委員)				
副会長 (運営委員)				
副会長 (運営委員)				
事務局長 (運営委員)				
会計 (運営委員)				
会計 (運営委員)				
監査 (運営委員)				
監査 (運営委員)				

平成27年度けやき会役員等名簿

平成27年12月14日現在

役職名	氏名	〒	住所	TEL・FAX メールアドレス
会長 (運営委員)	※ 奥山 元 秋田工業高校	131-0043	東京都墨田区立花1-28-3-212	03-3611-6066 090-5771-1743 (携帯電話) okuyama.kou@mx5.ttcn.ne.jp
副会長 (運営委員)	※ 武内 隆 秋田高校	338-0011	埼玉県さいたま市中央区 新中里1-5-19-206	048-824-5626 (fax同じ) 090-2173-2591 (携帯電話) chi-bi-1123-tuyok@kbc.biglobe.ne.jp
副会長 (運営委員)	※ 平賀 君子 秋田中央高校	270-0021	千葉県松戸市小金原5-32-17	047-341-3175 047-365-4842 (fax) hrg@k6.koalinet.ne.jp
副会長 (運営委員)	※ 工藤 祐政 金足農業高校	274-0823	千葉県船橋市二宮2-19-20	047-463-3516 (fax同じ) 090-2721-7392 (携帯電話) s-kudod@sch.ne.jp
事務局長 (運営委員)	※ 工藤 豊雄 新屋郷士会	272-0004	千葉県市川市原木4-1-4	047-327-2684 090-4130-9832 (携帯電話) no.kudou.n@gmail.com
会計 (運営委員)	※ 古川 幹子 秋田北高校	222-0011	神奈川県横浜市港北区菊名 4-11-28	045-431-7144 (fax同じ) 090-8346-2341 (携帯電話) shou-20@oregano.ocn.ne.jp
会計 (運営委員)	※ 鎌田 征規 明桜高校	301-0032	茨城県龍ヶ崎市佐貫4-14-9	0297-66-5500 (fax同じ) 090-1778-2648 (携帯電話) kamachan-818@jcom.zaq.ne.jp
監査 (運営委員)	※ 越前谷 千秋 秋田商業高校	339-0058	さいたま市岩槻区本丸1-25-21	048-757-7588 048-757-7599 (fax) 090-3200-2045 (携帯電話) daiwatoti@tbu.t-com.ne.jp
監査 (運営委員)	鈴木 諭 秋田南高校	272-0121	千葉県市川市末広1-15-15-202	090-3804-4928 ssuzuki@proco-air.co.jp

運営委員	伊藤 清信 秋田高校	344-0067	埼玉県春日部市中央8-2-25	048-734-2899 (fax同じ)
運営委員	内田 淳美 秋田北高校	167-0033	東京都杉並区清水3-5-8-202	03-3397-9748 (fax同じ) 080-3019-4112 (携帯電話)
運営委員	小野 稔 明桜高校	145-0063	東京都大田区南千束1-25-13	03-3726-4640 (fax同じ) 090-6035-6452 (携帯電話) onominoru@hotmail.com
運営委員	千葉 尚 新屋郷士会	357-0038	埼玉県飯能市仲町19-6	042-973-9849 t.r-by.1207@hannu.jp
	畑澤 眞美夫 秋田商業高校			090-8178-0777 (携帯電話) tomi_o.hatazawa@odf.so-net.ne.jp
運営委員	三浦 芳博 秋田工業高校	123-0851	東京都足立区梅田7-26-3	03-3886-8724 (fax同じ) 090-1435-6809 (携帯電話) yositeru_m@icm.zao.ne.jp
運営委員	水沢 誠一 秋田中央高校	143-0024	大田区中央8-32-17-702	03-3755-9163 (fax同じ) 090-1105-2402 aodt73cd@lewel.ocn.ne.jp
運営委員	※ 山内 加代子 秋田南高校	340-0034	埼玉県草加市氷川町495-7	048-927-4966 (fax同じ) 080-6543-2323 (携帯電話) partager7@gmail.com
運営委員	所長 秋田市東京事務所	102-0093	東京都千代田区平河町2-4-1 日本都市センター会館11階	03-3234-6871 03-3234-6873(fax)

けやき会事務局
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1
日本都市センター会館11階 秋田市東京事務所内 担当：小松昌司・立花麻実子
TEL:03-3234-6871 FAX:03-3234-6873
E-mail:ro-pltk@city.akita.akita.jp

※は、各団体の連絡担当者です。

(敬称略)

相談役一覧

氏名	〒	住所	TEL・FAX メールアドレス
所属団体	〒	住所	TEL・FAX メールアドレス
榎 利美 秋田南高校	285-0925	千葉県印旛郡酒々井町 上本佐倉1-10-15	043-496-1796 080-1019-7653 (携帯電話) koshimi1963@yahoo.ne.jp
伊藤 晶 秋田商業高校	263-0014	千葉県千葉市稲毛区作草部町 955-1 西千葉サリソナ72-401	043-287-8706 (fax同じ) 090-9683-5665 (携帯電話) itodayo2009@yahoo.co.jp

(敬称略)

平成28年度けやき会活動計画(案)

日時	件名	場所	会務内容	27年度
4月 日()	第1回運営委員会	秋田市東京事務所	1.平成28年度役員改選(案)について 2.平成27年度活動報告、決算報告、 監査報告について 3.平成28年度活動計画(案)、 予算(案)について	4月16日(木)
5月28日(土) 29日(日)	「浅草竿燈まつり」支援	浅草	竿燈演技中の周辺警備など	9月26日(土) 27日(日)
7月下旬	第2回運営委員会	秋田市東京事務所	在京秋田市政情報交換会について	7月29日(水)
8月下旬	在京秋田市政情報交換会 第1回実行委員会	秋田市東京事務所	在京秋田市政情報交換会について	9月8日(火)
9月中旬	ヨルゴソソペ	佐倉カントリークラブ		9月11日(金)
10月中旬	高尾山ハイキング	高尾山		10月17日(土)
10月下旬	在京秋田市政情報交換会 第2回実行委員会	秋田市東京事務所	在京秋田市政情報交換会について	10月27日(火)
11月10(木) 予定	在京秋田市政情報交換会	アルカディア市ヶ谷	1.市長からの市政報告 2.懇親	11月18日(水)
1月下旬	在京秋田市政情報交換会 第3回実行委員会	未定	在京秋田市政情報交換会決算報告等	1月27日(水)
3月上旬	年度末懇親会	未定		3月6日(日) 7日(月)

けやき会会則

(設置)

第1条 会員相互の親睦を図り、会員の首都圏における生活を豊かにするとともに、秋田市との連携を緊密にし、秋田市勢の発展に貢献するため、けやき会（以下「本会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本会は、次の事項を所掌する。

- (1) 会員間の親睦に関すること。
- (2) 秋田市政への助言に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本会は、首都圏に在住する秋田市内の各高等学校同窓会会員、郷土会会員、(以下「会員」という。)、及び秋田市東京事務所職員をもって組織する。

2 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 2名 |
| (5) 監査 | 2名 |

3 役員の任期は、2年とし、改選期年度当初の運営委員会までとする。ただし、再任を妨げない。

4 役員は任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

5 役員に欠員が生じた場合は、補充することができるものとする。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

6 本会に相談役を置くことができる。ただし、任期は4年までとする。

(会長および副会長)

第4条 会長は、本会の会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

(事務局長)

第5条 事務局長は、本会の事務を処理する。

(会計)

第6条 会計は、本会の経理事務を処理する。

(監査)

第7条 監査は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は、運営委員会および役員会とし、いずれも会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会)

第9条 運営委員会は、次に掲げる者で構成する。

(1) 首都圏に在住する秋田市内の各高等学校同窓会が指定する者 2名

(2) 郷土会が指定する者 2名

(3) 秋田市東京事務所長

(4) 前各号に掲げる者のほか、第1条の目的を達成するため必要な者 若干名

2 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 年間事業の決定および報告に関すること。

(2) 年間予算および決算に関すること。

(3) 会則の改廃に関すること。

(4) 役員を選出に関すること。

(5) 監査結果の報告に関すること。

(6) その他必要と認める事項に関すること。

(役員会)

第10条 役員会は、第3条第2項に規定する役員で構成し、次に掲げる事項を審議する。

(1) 運営委員会に付議すべき事項に関すること。

(2) 運営委員会の決議を要するもので緊急な事項に関すること。

(3) その他必要と認める事項に関すること。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、秋田市東京事務所に置く。

(年会費および会計年度)

- 第12条 本会の経費は、年会費その他の収入をもって充てる。
- 2 年会費は、同窓会及び郷土会から1万円ずつ徴収する。
 - 3 年会費は、毎年5月31日までに指定口座への振込み等により支払うものとする。
 - 4 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(けやき会運営基金)

第13条 本会の運営に財源不足が生じた場合に備え、けやき会運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 2 基金の原資は、寄付金その他決算剰余金とする。
- 3 必要と認めるとき、基金の一部を取り崩すことができる。

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成8年5月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年11月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年5月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年8月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月22日から施行する。